

●香川県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年2月7日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

令和7年2月7日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路 線 名 高松王越坂出線（16号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市高屋町字浜東1145番2 地先から 坂出市高屋町字浜東1086番18 地先まで	7.1～7.3	16	令和6年11月8日付け香川県告示第219号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和7年2月7日